

(仮称) 静岡県・下田市一体型道路等包括管理委託業務 事業概要書
(令和4年10月時点)

本資料に記載された内容は現在検討中の内容であり、今後順次変更・修正を行う予定である。

1. 事業名称

(仮称) 静岡県・下田市一体型道路等包括管理委託業務

2. 施設の管理者

静岡県知事 川勝平太
下田市長 松木正一郎

3. 背景と課題

静岡県下田市では、公共施設等の更新に要する費用は、充当可能な財源規模を超過する見込みがあり、抜本的な解決策の早期導入が求められる中、すでに道路の維持管理においては多くの費用を要している。また、今後の職員の不足も大きな課題となっている中、技術継承が困難となることで維持管理水準の低下や、既往の入札制度に伴う発注手間等の職員負担の増加も懸念される状況となっている。これらは静岡県においても同様の課題である。

また、これらの課題による維持管理水準の低下や不均一化は、現在、静岡県内で取組を促進している自動運転技術について、今後の面的な普及促進に向けた障害となる可能性もある。しかし、道路は他の公共施設等と異なり、統廃合等の抜本的対策はなじまないことから、民間活力や新技術等の活用による公的負担の軽減が不可欠となる。

4. 目的と将来像

静岡県及び下田市は、これらの課題について解決を図るため、「静岡県美しい”ふじのくに”インフラビジョン(令和4年3月策定)」や「下田市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改定)」を踏まえ、道路施設その他県・市管理インフラを一体的に管理する包括的民間委託の導入を目指している。

将来的に、県・市が管理する道路等のインフラの管理を広域・長期かつ民間のノウハウを活用する形で事業者任せつつ、性能規定を積極的に導入することにより、新技術の導入を促進することで、インフラ管理の効率化を図ることを期待している。

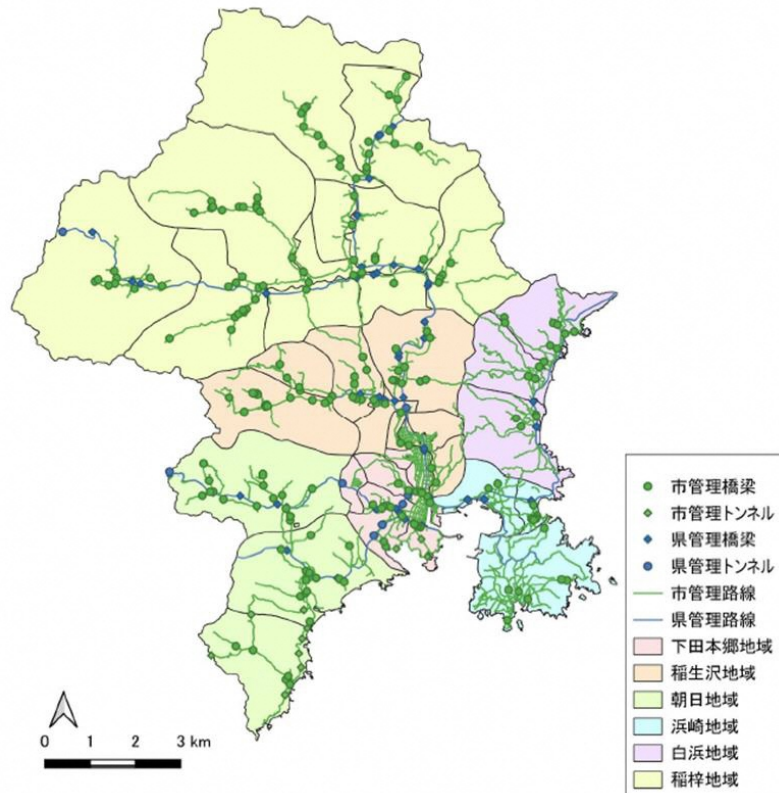
将来的にはより多くの業務分野の実施・事業期間の長期化を目指すこととするが、令和5年度においては試行的に道路における一部業務を発注し、検証につなげることとする。

試行的な事業を通して得られた知見を基に、包括管理業務として事業者へ委託する対象施設やエリア、業務範囲の拡大、ならびに、契約の複数年化に伴う発注規模の拡大について引き続き検討し、静岡県及び下田市が抱える今後の職員不足に伴うインフラ維持管理水準の低下という課題解決や、民間活力や新技術等の活用による公的負担の軽減等に資する事業スキームの構築と実現を目指す。

5. 試行業務の概要

(1) 対象区域

本事業の対象区域は、以下に示すとおり下田市全域における県管理道路及び市管理道路とする。



出所：国土交通省「令和3年度 市・県一体型道路等包括管理等導入可能性調査業務 報告書」

(2) 対象施設

本事業の対象施設は、下田市内における県管理の道路及び市管理の道路（いずれも道路付属物含む）とし、以下に示すとおりとする。

施設		数量	管理者
道路	一般国道	26.0 km	静岡県
	主要地方道	8.8 km	
	一般県道	12.1 km	
	一級市道	40.1 km	下田市
	二級市道	32.4 km	
	その他の市道	163.6 km	
	計	283.0 km	

(3) 業務範囲

本事業の業務範囲は、以下に示すとおりとする。

	業務項目	業務内容
総 価 契 約	全体マネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画書の作成 業務報告 定例会議の開催 モニタリングの実施と報告 引継ぎ作業
	小規模修繕	<ul style="list-style-type: none"> 舗装道のポットホール、亀裂、段差等の補修 排水施設工、交通安全施設工等の小規模な維持修繕 除雪及び凍結防止剤散布等 照明用機材の交換・修繕等
	道路除草	<ul style="list-style-type: none"> 機械除草及び積み込み、運搬、処分

(4) 事業規模（予定価格見込）

46,000 千円／年（消費税及び地方消費税を含む）

うち、静岡県から 37,900 千円／年、下田市から 8,100 千円／年の発注金額となる予定。

6. 事業方式

本事業は、静岡県及び下田市、並びに受注者との三者間での契約となる。すなわち、静岡県が管理する施設に係る維持管理業務について、静岡県と受注者とで契約を締結するとともに、下田市が管理する施設に係る維持管理業務については、下田市と受注者とで別途契約を締結する。なお、全体マネジメント業務その他維持管理に属さない業務の費用は、予め静岡県及び下田市の二者間で合意された負担割合を基に、静岡県及び下田市それぞれから受注者に対して支払われる。

また、受注者は総価契約として業務範囲として定められた業務を実施する。

なお、受託者は、静岡県及び下田市からの包括管理事業に係る、業務遂行上の品質確認や経費の調査等について協力をするものとする。

7. 参加資格

本事業は、別添の要求水準書に記載の事項を満たし、かつ、以下の各要件を満たす「1社の企業や団体」もしくは「企業または団体によって構成される企業または団体（以下、「共同企業体」という。）」が応募できるものとする。

- ① 1社の企業や団体または共同企業体は、静岡県もしくは下田市内に本社または本店、営業所を有する企業または団体を1社（団体）以上含むこと。ただし、契約後に共同企業体を構成する企業等が変更となる場合、静岡県及び下田市の承諾を得ることができれば変更可能であ

る。また、業務の再委託を実施する際は、静岡県及び下田市の建設業協会や静岡県の造園緑化協会等に照会する等、静岡県及び下田市内の事業者への再委託も検討すること。

- ② 静岡県競争入札に参加するものに必要な資格第5条または下田市契約規則の一般競争入札参加資格を有すること。
- ③ 静岡県及び下田市の業者指名停止基準による指名停止措置期間中でないこと。
- ④ 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号の規定による暴力団とその構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していないこと。また、企業もしくは団体の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項による更正手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定により、従前の例によることとされている更正事件(以下、「更正事件」という。)に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。)第30条第1項及び第2項の規定により更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。)をしていない、又は申し立てをなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをした者又は更正手続開始の申し立てをなされた者とみなす。
- ⑨ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない企業もしくは団体に構成されていること。

8. 事業者の募集・選定スケジュール

公募型プロポーザル方式による事業者の募集・選定スケジュールは、以下のとおりを予定している。

時期(予定)	内容
令和5年4月	募集図書等の公表
令和5年4月	質問の受付
令和5年5月	質問の回答
令和5年6月	企画提案書提出
令和5年7月	審査の実施
令和5年7月	受注候補者決定
令和5年9月	事業開始予定

9. 事業スケジュール

本事業の事業期間は、次のとおりを予定している。

時期（予定）	内容
令和5年9月～令和6年8月	業務の履行期間

以上